

だい じ こ さい し た ぶ ん か きょう せい すい し ん
第3次湖西市多文化共生推進プラン

2021～2025

(案)

こ さい し
湖西市

目 次

だい しょう けいかくさくてい がいよう	第1章 計画策定の概要	1
1 けいかくさくてい しゅし	1 計画策定の趣旨	1
2 けいかく きかん	2 計画の期間	1
3 けいかく い ち	3 計画の位置づけ	2
だい しょう こ さい し げんじよう か だい	第2章 湖西市の現状と課題	3
1 がいこくじんじんこう すい い	1 外国人人口の推移	3
2 し みん い し きちようさけつ か	2 市民意識調査結果から	7
3 ぜんかいけいかく ひようか	3 前回計画の評価	17
だい しょう し さく ないよう	第3章 施策の内容	19
1 き ほん り ね ん	1 基本理念	19
2 め ざ ほうちうせい	2 目指すべき方向性	19
3 とうたつもくひよう	3 到達目標	20
4 し さく たいけい	4 施策の体系	21
5 き ほん し さく およ じぎようし さく ないよう	5 基本施策及び事業施策内容	22
き ほん し さく じようほうていきよう じゅうじつ	基本施策1 情報提供の充実	22
き ほん し さく に ほん ご がくしゅうし えん	基本施策2 日本語の学習支援	25
き ほん し さく こ きよういくかんきよう せい び	基本施策3 子どもの教育環境の整備	26
き ほん し さく ろうどうかんきよう せい び	基本施策4 労働環境の整備	29
き ほん し さく あんしん かんきよう	基本施策5 安心してらせる環境づくり	30
き ほん し さく ぼうはん こうつうあんぜん ぼうさい い し きけいはつ	基本施策6 防犯・交通安全・防災への意識啓発	32
き ほん し さく た ぶ ん かきようせい い し き	基本施策7 多文化共生の意識づくり	34
き ほん し さく ち い きしやかい さん かそくしん	基本施策8 地域社会への参加促進	36
だい しょう けいかく すいしん	第4章 計画の推進	39
1 けいかく すいしん たいせい せい び	1 計画を推進する体制の整備	39
2 けいかく しんちよくじようきよう てんけんおよ じようほうこうかい	2 計画の進捗状況の点検及び情報公開	40
さんこうしりよう	参考資料	41
1 けいかくさくてい けい い	1 計画策定の経緯	41
2 い い ん めい ぼ	2 委員名簿	42



だい しょう けいかくさくてい がいよう
第 1 章 計画策定の概要



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

湖西市では2016（平成28）年12月に“みんなが笑顔でくらす多文化共生のまちづくり”を基本理念とし、「第2次湖西市多文化共生推進プラン」を策定して多文化共生に関する施策を推進してきました。

この間、2008（平成20）年秋以降のリーマンショックを契機とした世界的経済状況の悪化や2011（平成23）年3月の東日本大震災などの影響を受け減少傾向にあった外国人人口は、2016（平成28）年以降増加に転じました。現在、1990（平成2）年の入管法改正から30年が経過し、湖西市に暮らし続け、定住・永住する外国人市民が多くいます。また、ベトナム人をはじめとする東アジア諸国出身の技能実習生の増加など、外国人の国籍別割合や在留資格の構成には変化が生じています。

国においては、2019（令和元）年12月末に過去最高だった在留外国人数293万3,173人が、2020（令和2）年6月末には新型コロナウイルス感染症による入国制限の影響から減少したものの、2019（平成31）年4月の入管法改正による在留資格「特定技能の創出」、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）で示された外国人受入れ施策は引き続き拡大されています。

また、デジタル化の進展、自然災害や新型コロナウイルス感染症といった多文化共生施策を取り巻く社会情勢も大きく変化しています。

この度、第2次湖西市多文化共生推進プランが2020（令和2）年度をもって満了となることを期に、新たな社会情勢の変化やこれまで取り組んできた施策の課題を踏まえ、第3次湖西市多文化共生推進プランを策定します。

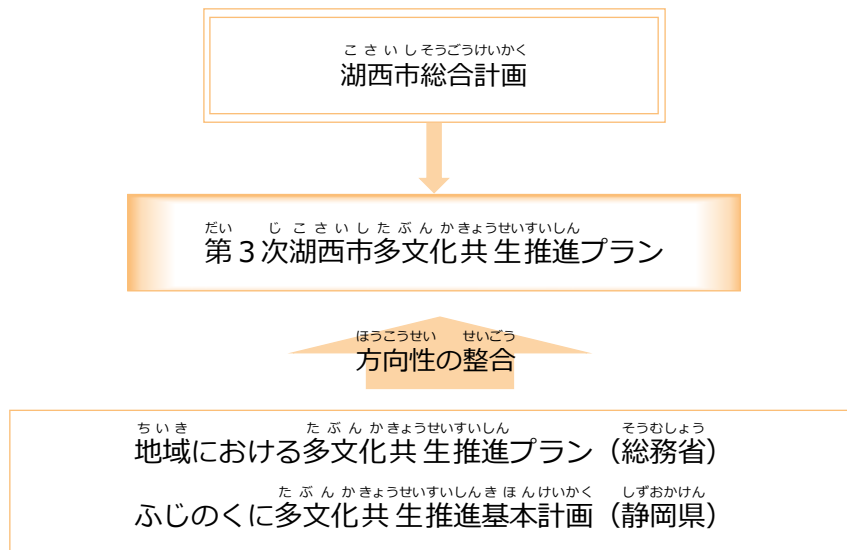
2 計画の期間

2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間を計画期間とし、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置づけ

本計画は、「湖西市総合計画」を上位計画とする個別計画として位置づけ、関連する計画との整合性を図りながら、目標の設定と基本的な考え方の提示、関連する取組を体系化する基本計画として策定します。

【湖西市多文化共生推進プランの位置づけ】



※本計画における「外国人市民」とは…

一般的に「外国人」は外国籍の方を表しますが、日本国籍を取得した人や、国際結婚によって生まれた子どもなど、外国にルーツのある人々も視野に入れ、本計画では「外国人市民」という呼称を用いることとします。



だい しょう こ さい し げんじょう か だい
第 2 章 湖西市の現状と課題



第2章 湖西市の現状と課題

1 外国人人口の推移

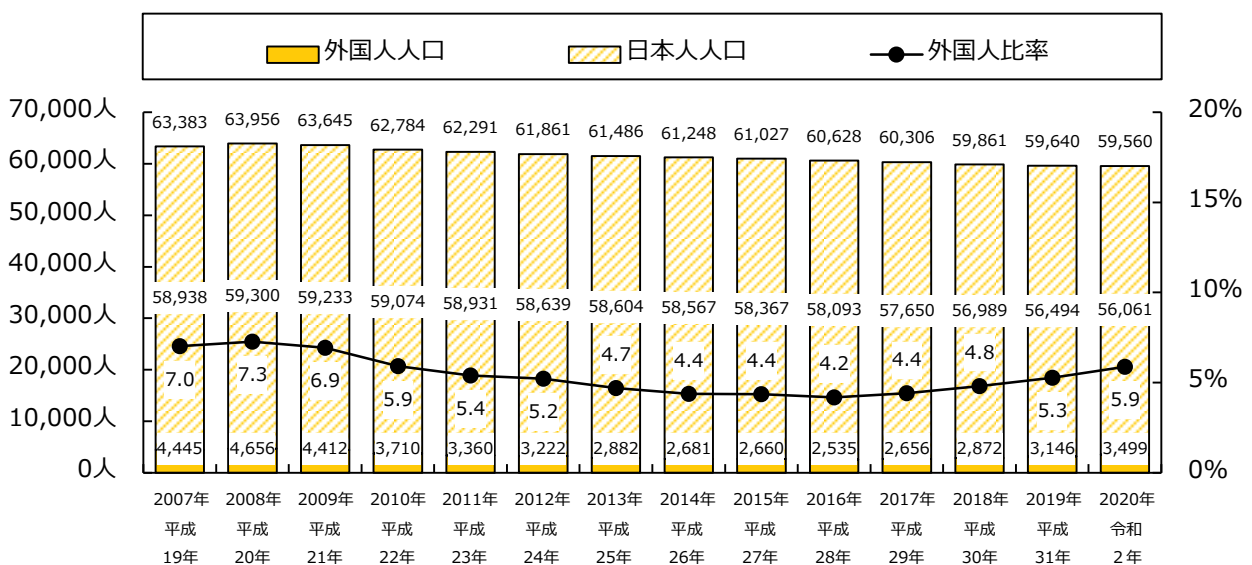
(1) 外国人人口の状況

外国人人口の状況は、1990（平成2）年6月の「出入国管理及び難民認定法」改正法施行以降、増加を続けてきましたが、2008（平成20）年秋以降のリーマンショックを契機とした世界的経済状況の悪化や2011（平成23）年3月の東日本大震災などの影響を受け減少傾向にありましたが、2016（平成28）年から再び増加に転じました。

2020（令和2）年3月末現在の外国人人口は、3,499人で総人口（59,560人）に占める割合は、約5.9%となっていました。新型コロナウイルス感染症の影響から2020（令和2）年12月末現在は3,448人と僅かに減少しています。

なお、静岡県においては、2018（平成30）年12月末現在の外国人人口は89,341人で、総人口（3,726,537人）に占める割合は約2.4%となっています（静岡県「外国人の住民基本台帳人口」より）。

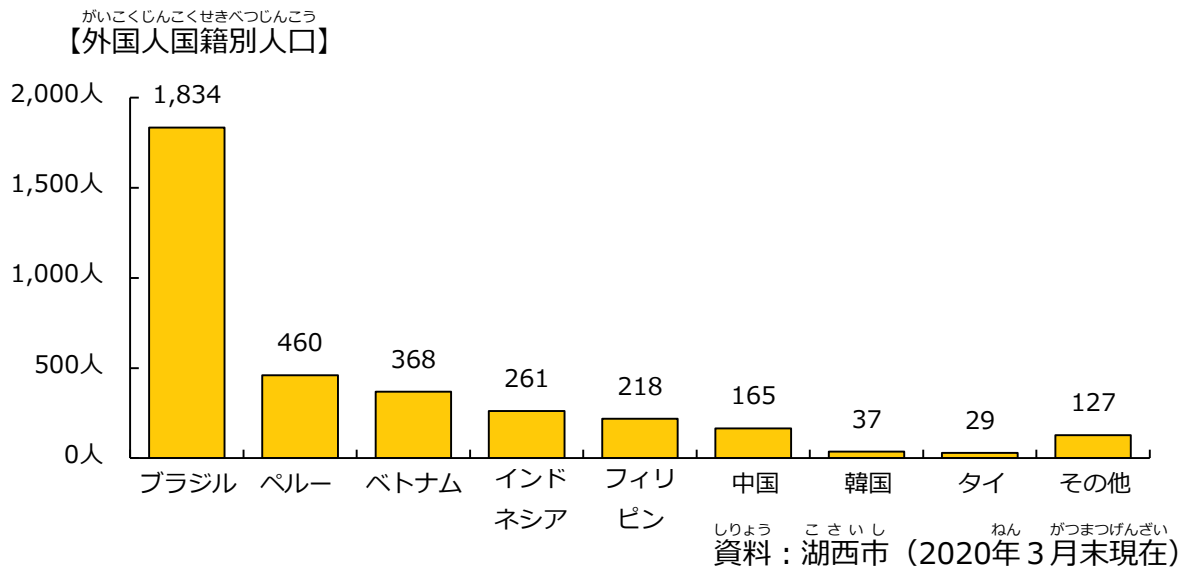
【本市の総人口に占める外国人人口、日本人人口の推移】



資料：湖西市（各年3月末現在）

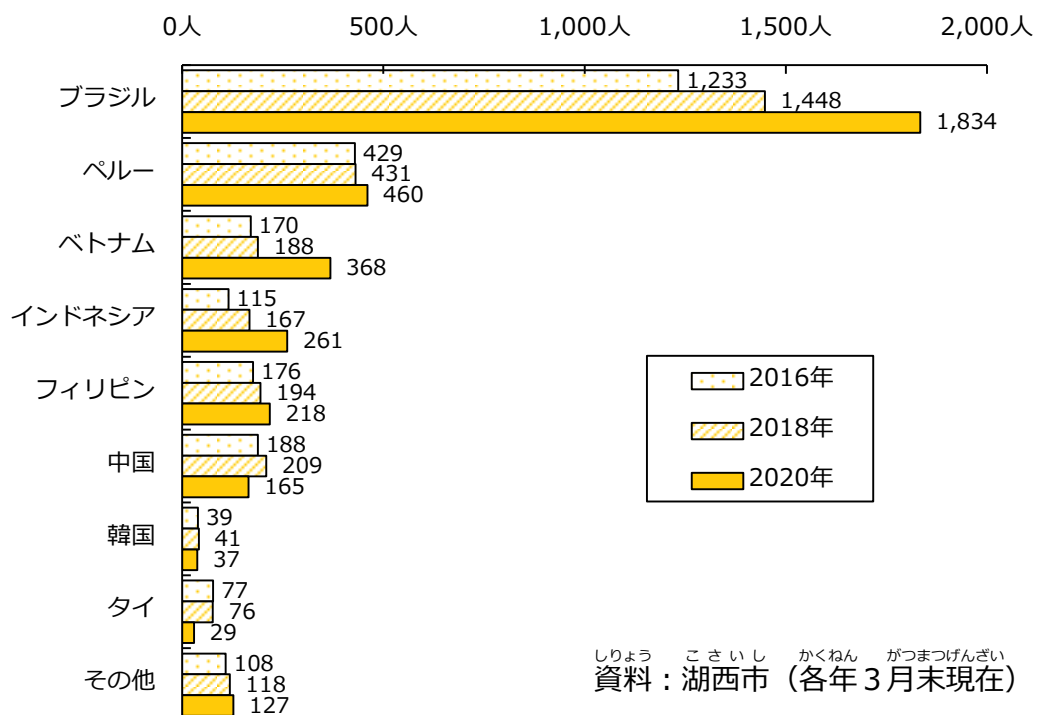
(2) 国籍別の状況

国籍別に外国人人口を見ると、2020（令和2）年3月末現在の国籍数は40カ国で、「ブラジル」が1,834人と最も多く、次いで「ペルー」460人、「ベトナム」368人、「インドネシア」261人、「フィリピン」218人となっています。



ブラジル人が最も多く、増加傾向にあることが分かります。また、ベトナム人、インドネシア人の増加が顕著です。

【外国人国籍別人口推移】



(3) 在留資格別の状況

在留資格別に見ると、活動内容の制限・在留期限がない「永住者」が1,287人と最も多く、次いで活動内容の制限がなく在留期限が制限されている「定住者」が1,168人、「技能実習生」が590人と続いています。

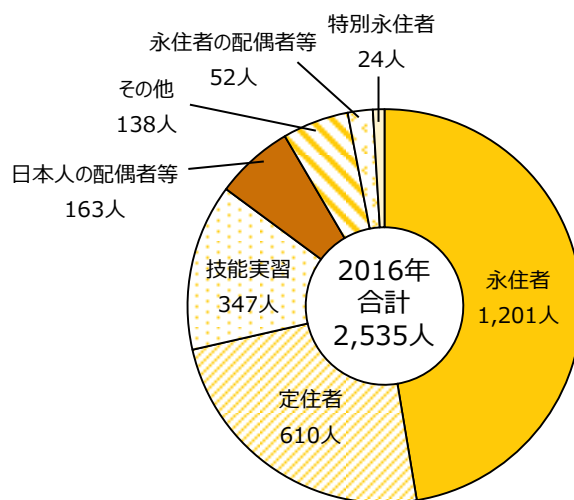
居住と就労に制限のない「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「定住者の配偶者等」、「特別永住者」を合わせると77.9%になります。

2016（平成28）年との比較では「定住者」と「技能実習生」が大きく増加しています。

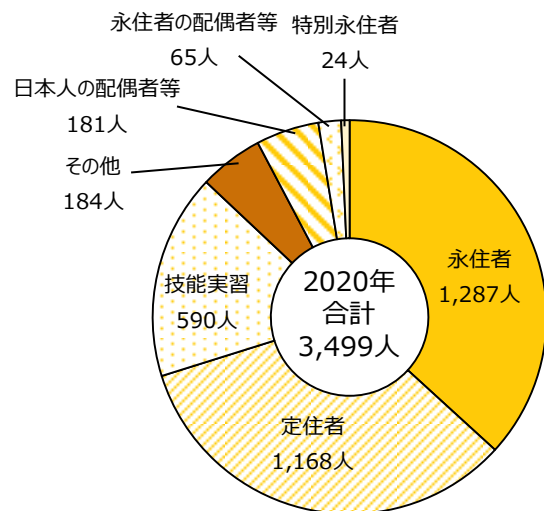
「定住者」は主にブラジルからの定住者が増加したこと、「技能実習生」はベトナムやインドネシアなどからの技能実習生が増加したことに関係しています。

【在留資格別内訳】

【2016（平成28）年】



【2020（令和2）年】



資料：湖西市（各年3月末現在）

(4) 自治会別の状況

自治会別に見ると、「表 鷺津」に住む外国人住民が最も多く576人となっています。
市内でも県営住宅などの集合住宅がある「表 鷺津」は、外国人の集住地区となっています。同様に、集合住宅が散在する「鷺津」、「あけぼの」、「河美」、「川尻」にも多くの外国人が居住しています。

また、外国人住民登録がない自治会は2自治会のみとなっていて、ほぼすべての自治会に外国人住民が居住しています。

【自治会別外国人住民数（上位5地区）】

2016（平成28）年		
順位	自治会名	外国人 住民数 (人)
1	表 鷺津	523
2	鷺津	457
3	あけぼの	169
4	川尻	157
5	河美	129

2020（令和2）年		
順位	自治会名	外国人 住民数 (人)
1	表 鷺津	576
2	鷺津	564
3	あけぼの	251
4	河美	222
5	川尻	216

資料：湖西市（各年3月末現在）

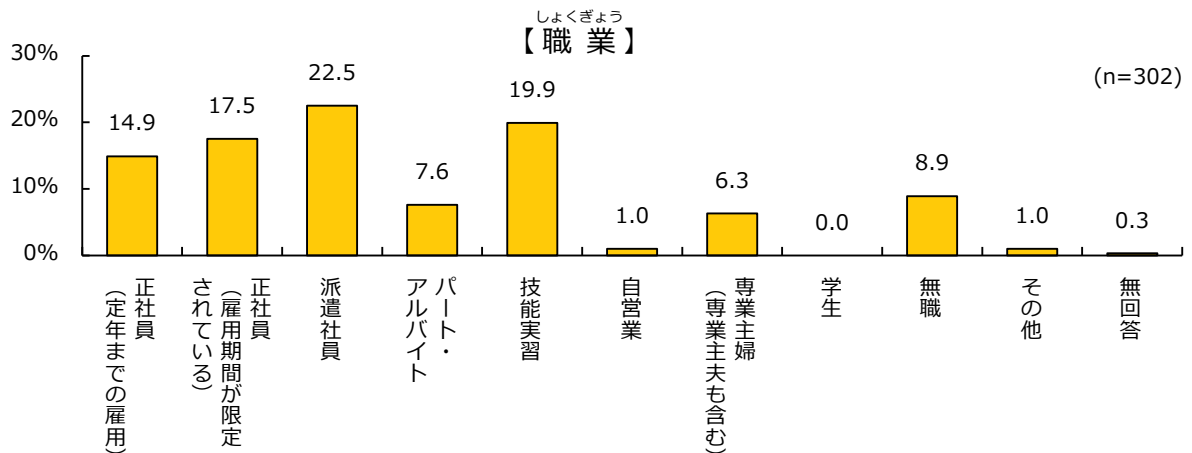
2 市民意識調査結果から

(1) 外国人市民の状況

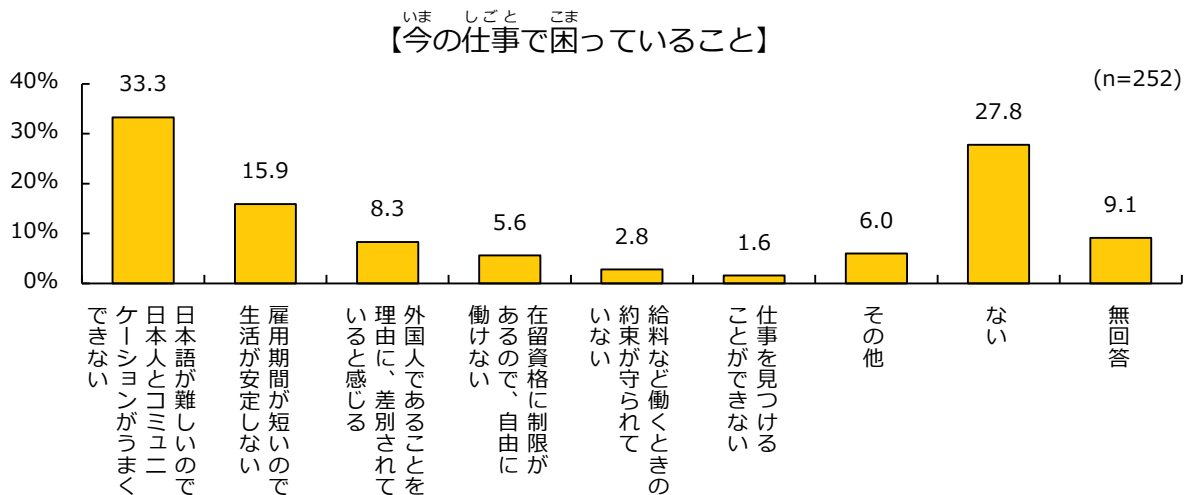
多文化共生に関する外国人市民の生活状況、日本語の学習状況、困り事を聞くため、市内在住の18歳以上の外国籍の1,000人を対象に多文化共生についてのアンケートを行いました。有効回収数は302人、有効回収率は30.2%でした。

1. 仕事について

「雇用期間が限定されている正社員」、「派遣社員」、「パート・アルバイト」を合わせた割合が47.6%となり、不安定な雇用形態の仕事に就いている方が半数近くに上ります。



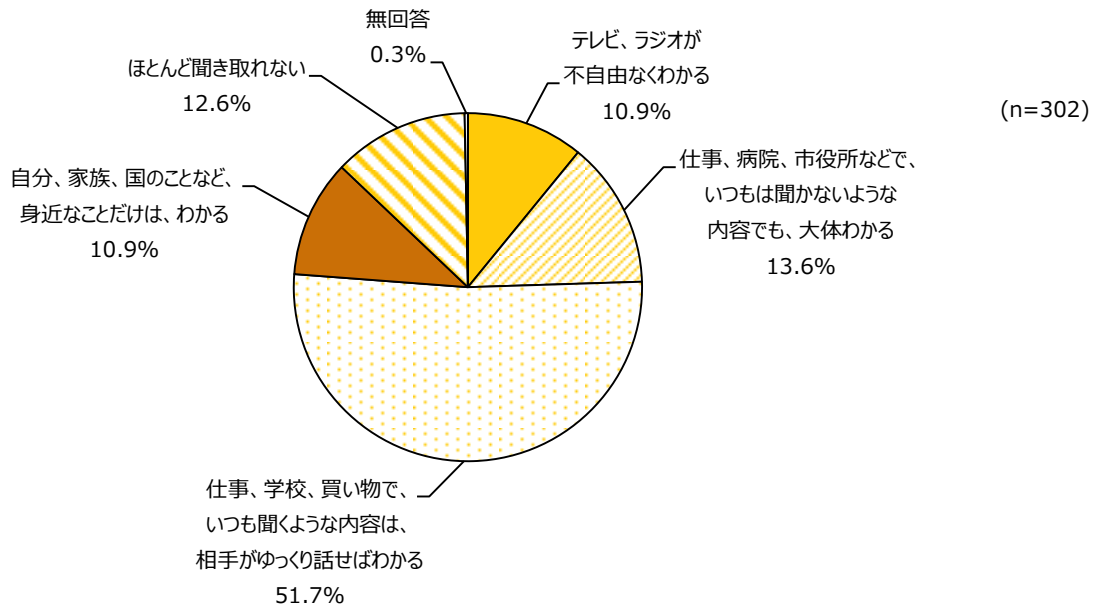
今の仕事で困っていることは、「日本語が難しいので、日本人とのコミュニケーションがうまくできない」が最も多く、次いで「雇用期間が短いので、生活が安定しない」、「外国人であることを理由に、差別されていると感じる」が続きます。困っていることがないという回答も27.8%を占めています。



2. 日本語の学習について

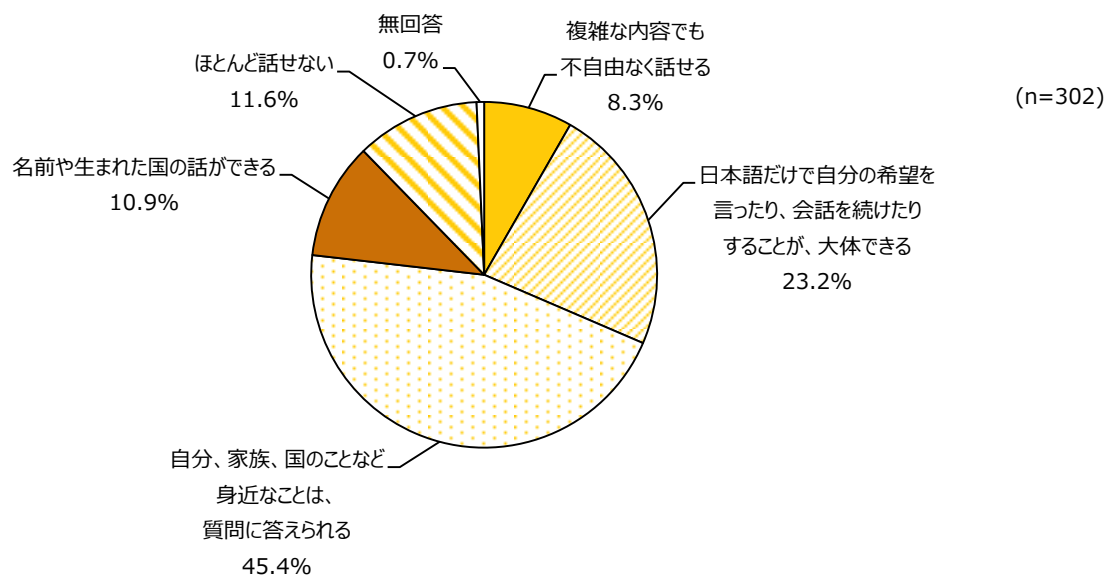
日本語を聞く力は、「仕事、学校、買い物で、いつも聞くような内容は、相手がゆっくり話せばわかる」が51.7%と最も多くなっています。

【日本語を聞く力】



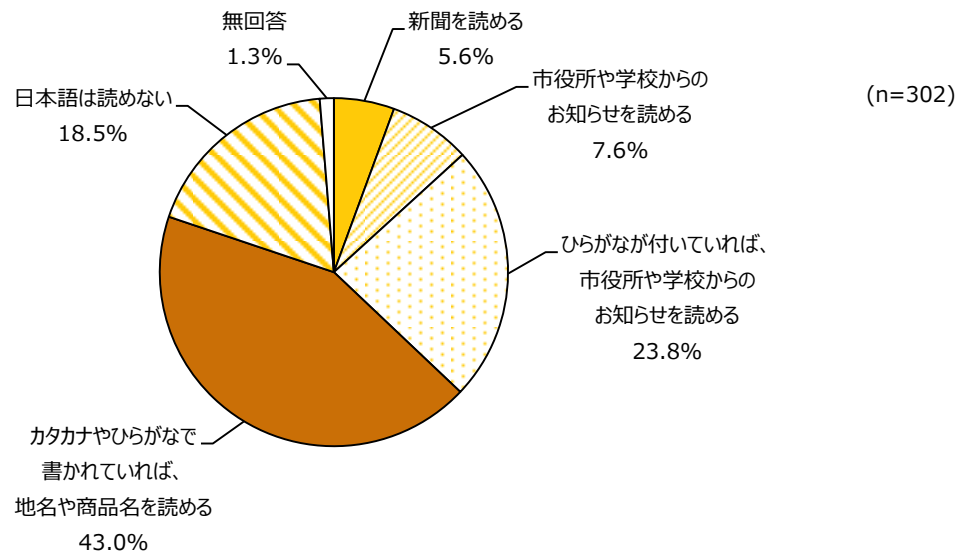
日本語を話す力は、「自分、家族、国のことなど身近なことは、質問に答えられる」が45.4%と最も多くなっています。

【日本語を話す力】



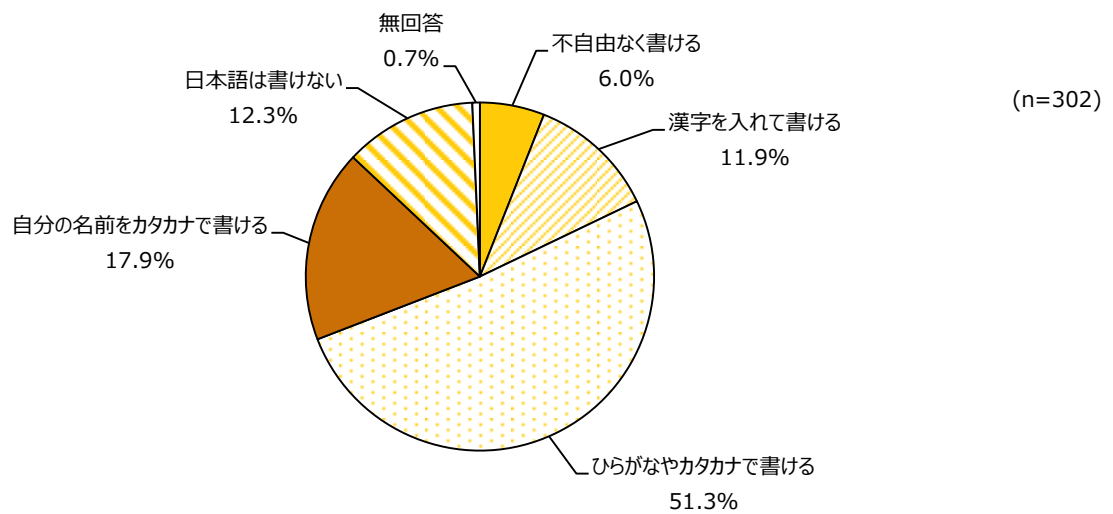
日本語を読む力は、「カタカナやひらがなで書かれていれば、地名や商品名を読める」が43.0%と最も多くなっています。

【日本語を読む力】



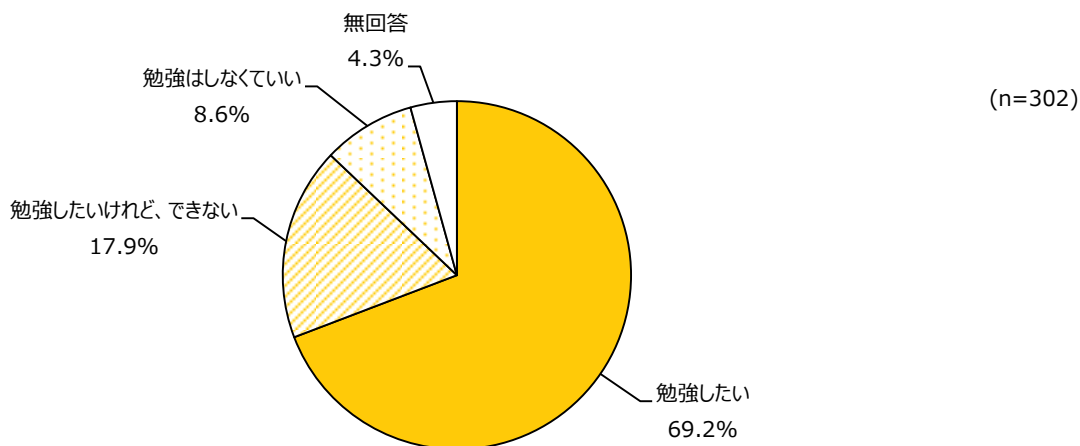
日本語を書く力は、「ひらがなやカタカナで書ける」が51.3%と最も多くなっています。

【日本語を書く力】



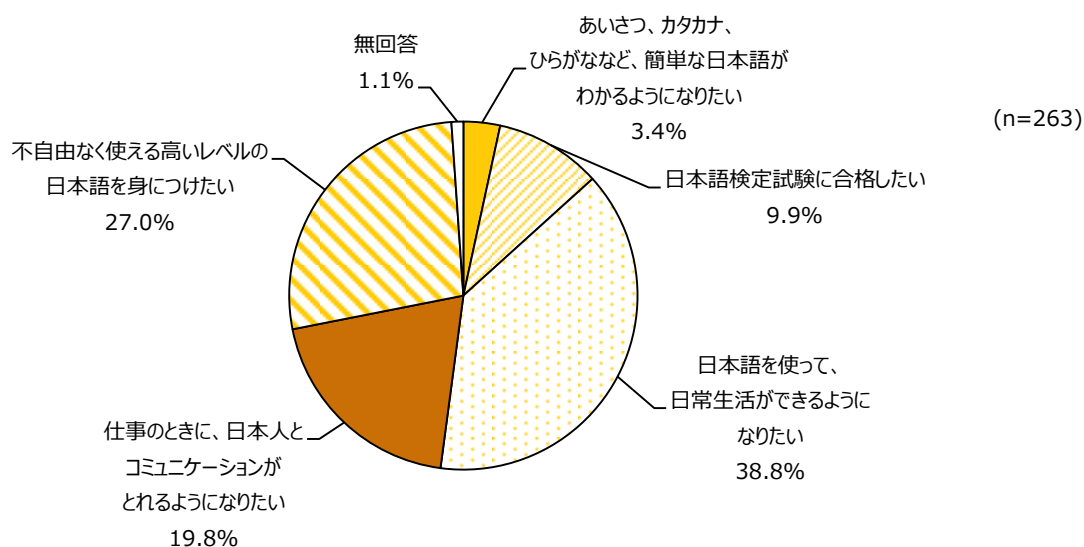
「日本語を勉強したい」「日本語を勉強したいけれどできない」を合わせた87.1%が日本語の学習を希望しています。

【日本語の勉強意向】



日本語を勉強したい理由としては、「日本語を使って、日常生活ができるようになりたい (38.8%)」、「不自由なく使える高いレベルの日本語を身につけたい (27.0%)」、「仕事のときに、日本人とコミュニケーションがとれるようになりたい (19.8%)」が上位を占めています。

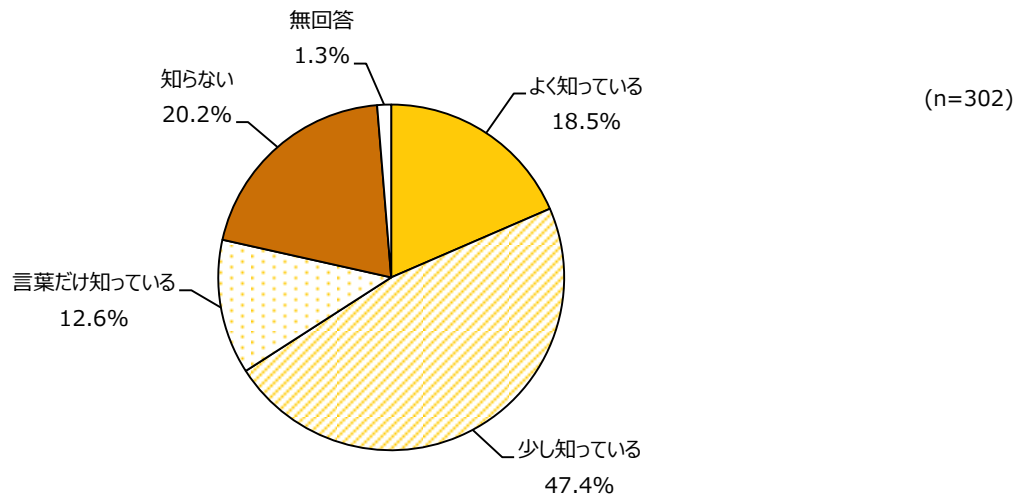
【日本語を勉強したい理由】



3. 住んでいる地域での生活やふだんの交流について

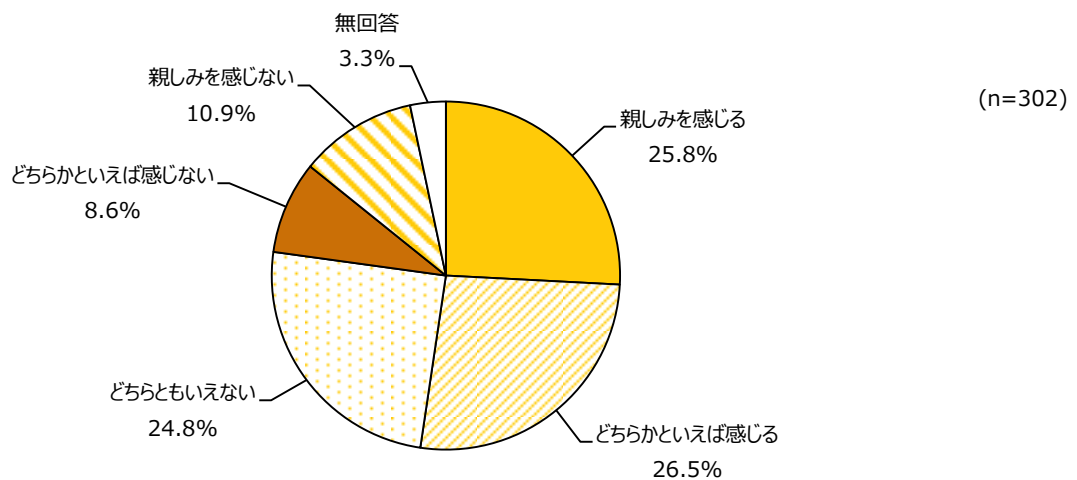
「多文化共生という言葉をよく知っている」、「少し知っている」を合わせた認知度は65.9%で、日本人の35.2%よりも認知度が高くなっています。

【『多文化共生』の認知】

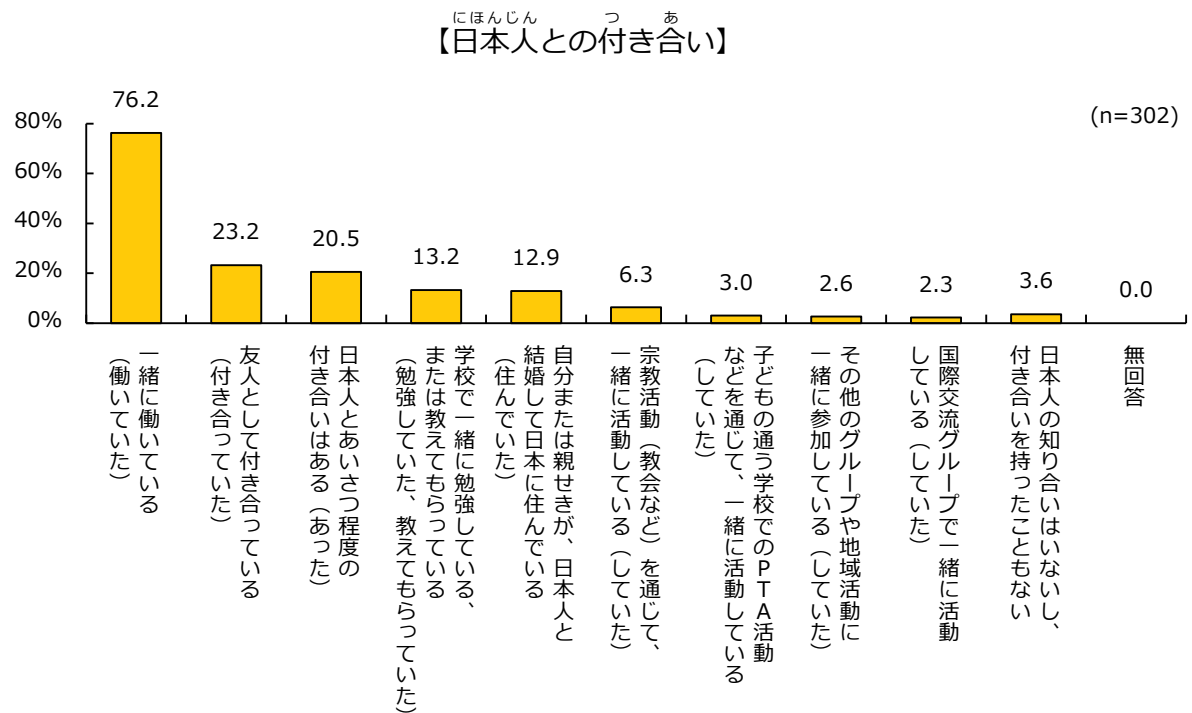


「日本人への親しみをを感じる」、「どちらかといえば感じる」を合わせて52.3%が親しみを感じていて、日本人の21.6%よりも高くなっています。

【日本人への親しみ】

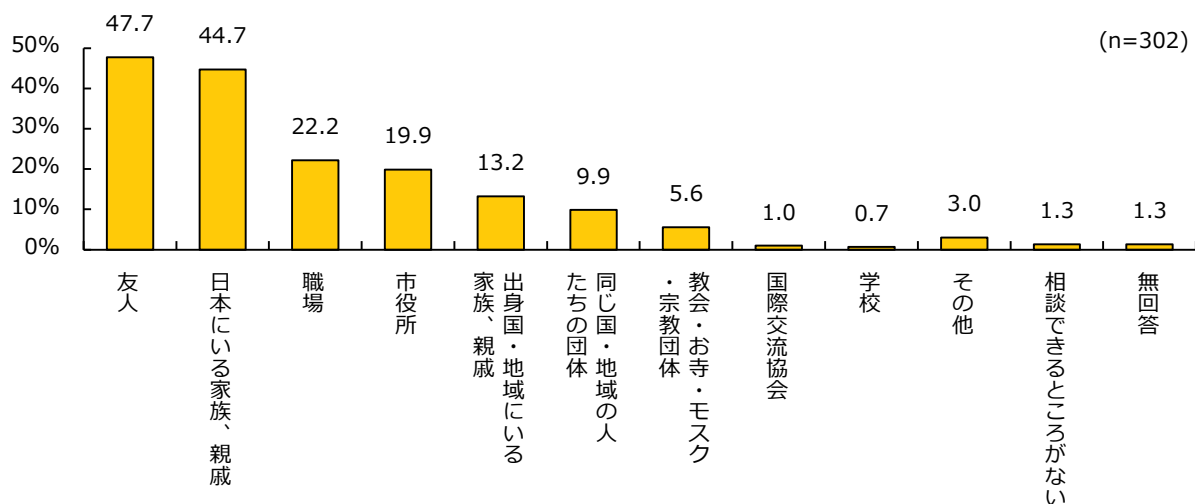


日本人との付き合いは、「一緒に働いている（働いていた）」が最も多く、「日本人と付き合いがない」は3.6%とわずかでした。



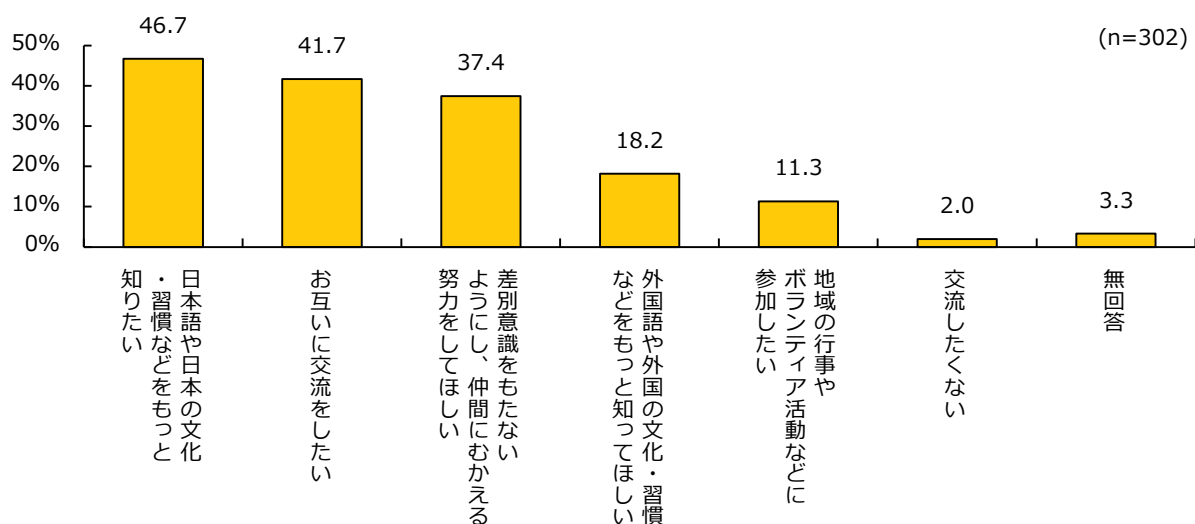
相談相手は、「友人」、「日本にいる家族・親戚」がそれぞれ40%以上となっています。
 国籍別の結果では、ブラジル、ペルーでは市役所という回答が3番目に多かった一方で、
 その他の国籍では市役所という回答がほとんどありませんでした。

【相談相手】



日本人と外国人が暮らしやすい社会にするために望むことは、「日本語や日本の文化・習慣などをもっと知りたい」、「お互いに交流をしたい」といった回答が多く、日本社会に馴染もうとしている意識が高いことがわかりました。

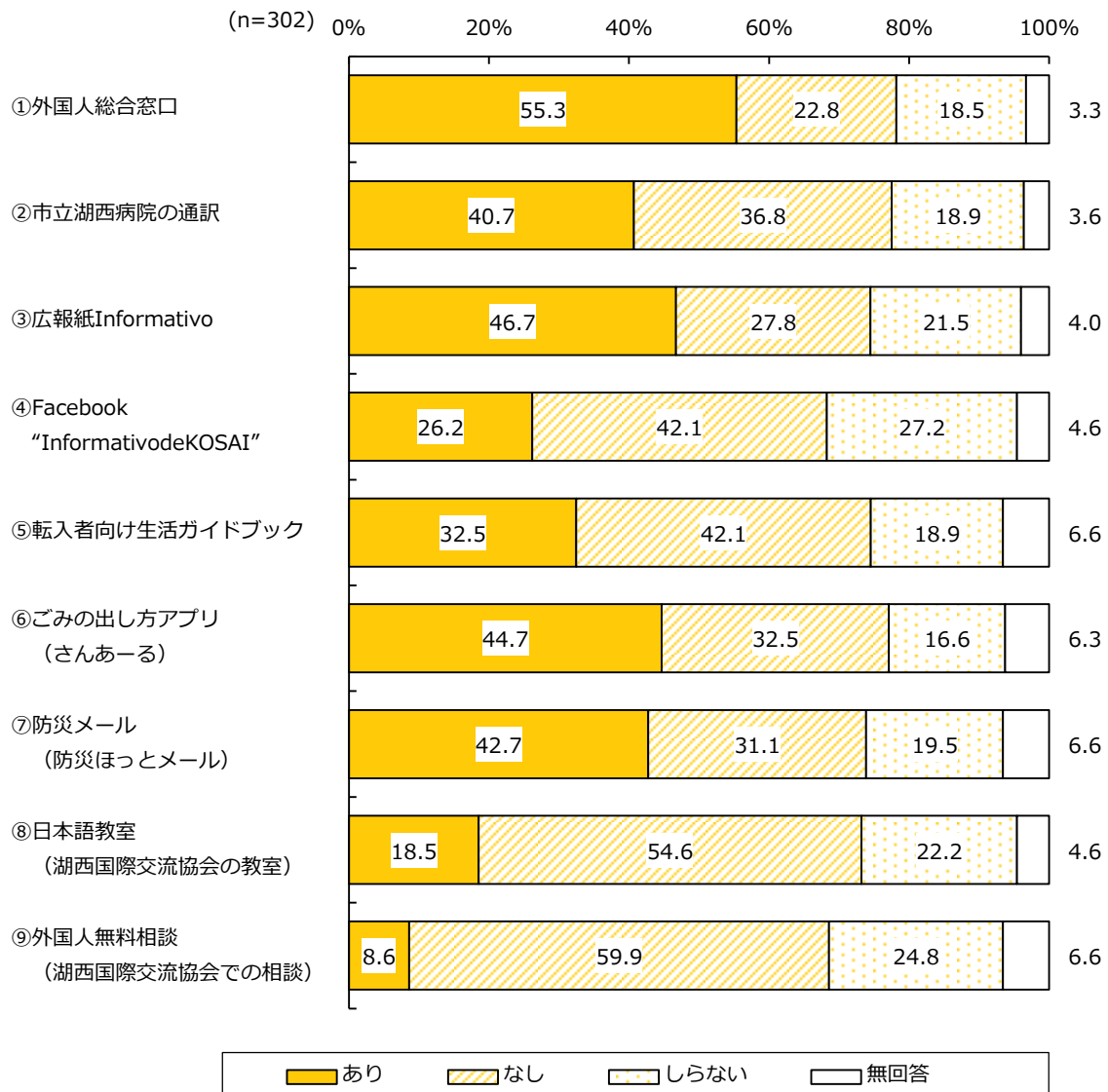
【暮らしやすい社会にするために望むこと】



4. 行政サービスについて

市の行政サービスで利用では、外国人総合窓口、広報紙Informativo、ごみの出し方アプリ、市立湖西病院の通訳、防災ほっとメールが40%を超えています。国籍別の結果では、ポルトガル語・スペイン語の通訳・翻訳を行っている外国人総合窓口、市立湖西病院、広報紙で、ブラジル・ペルーとその他の国籍の回答者の間で利用に大きなちがいがありました。

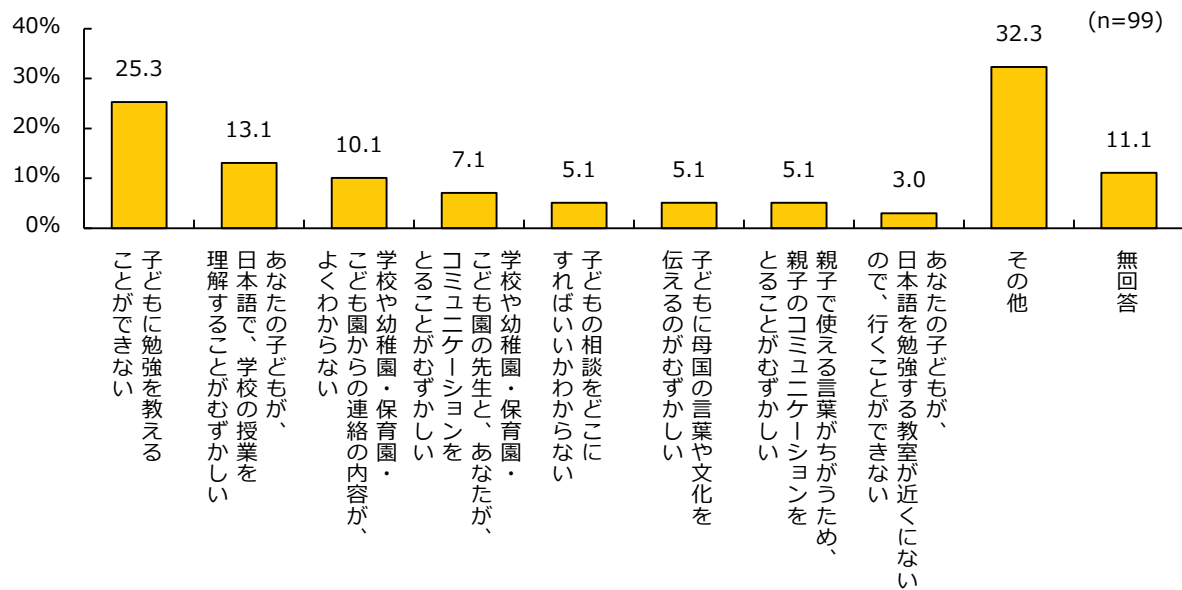
また、自由回答の「なくて困っている行政サービス、充実してほしい行政サービス」には、日本語教室、多言語サービス、仕事に関する情報（労働基準法などの権利義務の情報、職業訓練、就職のための情報）に、それぞれ10人以上からの回答が寄せられました。



5. 子どもの教育について

子どもの教育で困っていることは、「子どもに勉強を教えることができない」が最も多い回答となりました。子ども、保護者ともに日本語能力が十分でないことで困難を抱えている状況が見られます。「その他」には、「特にない」、「子どもは母国にいる」、「ブラジル人学校に通っている」という回答が多くありました。

【子どもの教育について困っていること】



(2) 日本人市民の状況

多文化共生に関する市民の考えや意見を聴くため、市内在住の18歳以上の1,500人を対象に男女共同参画・多文化共生に関する市民意識調査を行いました。有効回収数は670人、有効回収率は44.7%でした。

市民意識調査からは、「多文化共生」という言葉の認知度が前回調査よりも上昇し、「外国人と暮らしやすい社会にするために日本人がすべきこと」という設問で最も多い回答が「日本人が外国人に対して差別意識を持たないこと」となるなど、共生への意識が高いたことが伺われます。

外国人に対しては、「ゴミ出し」、「騒音」に代表されるルールや習慣を守ることや、日本語の習得を望む意見が多くあります。それに比較して、「日本人は地域に住む外国人の言語や文化を学ぶべき」、「外国人が地域の活動に積極的に参加すべき」といった受入れる日本人や地域が変化を求められる方策については賛成意見の程度がやや低くなります。

外国人との付き合いが日常的にある人は限られていて、付き合いの場は職場が最も多くなっています。女性ではあいさつやPTA活動、学校での関わりが多い傾向が見られます。また、30代以下では外国人から受けた影響として「外国の文化に興味を持った」という回答がその他の回答を上回り、30代では行政が取り組むべきこととして「日本人と外国人の交流の場を設ける」が最も多くなるなど、若い世代では他の世代よりも外国人との交流を望む傾向が見られます。

3 前回計画の評価

「湖西市多文化共生推進プラン」(第2次計画)では、基本理念を達成するために、2つの指標について5年後の到達目標を設定しました。

【前回計画の到達状況】

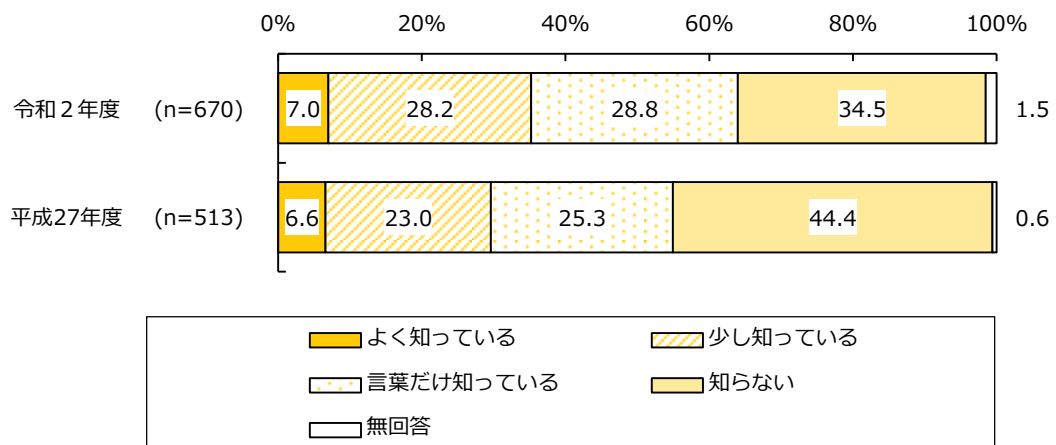
指標	前回計画 実績 2015年度	目標 2020年度	現状 2020年度
「多文化共生」という 言葉の認知度※1	29.6%	50.0%	⇒ 35.2%
外国人市民に親しみを 感じる 日本人市民の割合※2	24.7%	50.0%	⇒ 21.6%

※1 市民意識調査において『多文化共生』という言葉・考え方についてどの程度知っていますかという質問に対し「よく知っている」、「少し知っている」を選んだ人の割合。

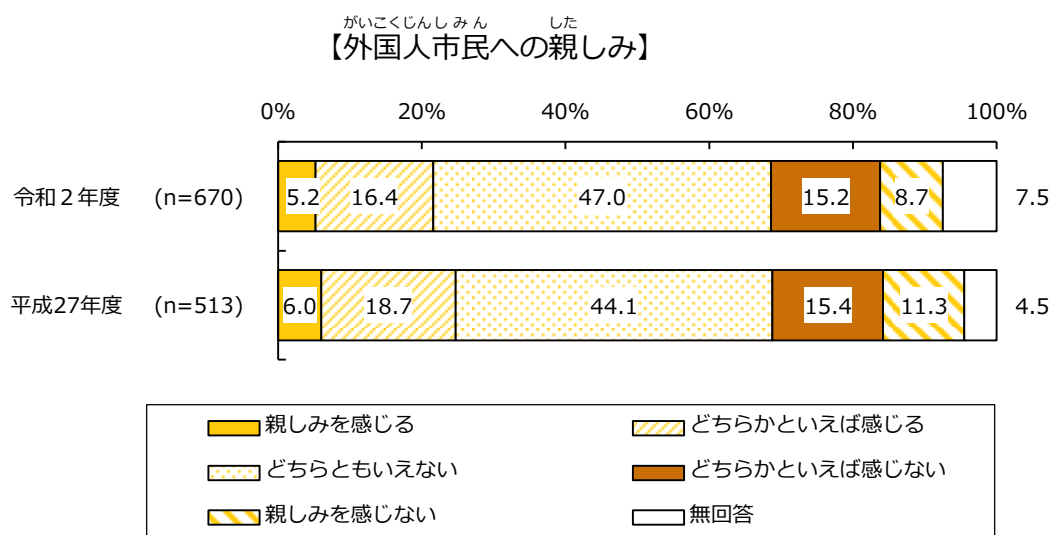
※2 市民意識調査において「地域で暮らす外国人についてどの程度親しみを感じますか」という質問に対し「親しみを感じる」、「どちらかといえば感じる」を選んだ人の割合。

多文化共生の言葉の認知度は、「よく知っている」(7.0%)と「少し知っている」(28.2%)を合わせた『認知している』が35.2%で、前回計画の実績値よりも高くなっています。また、「知らない」は9.9%減少しています。

【『多文化共生』の認知】



外国人市民に親しみを感じる日本人市民の割合は、「親しみを感じる」(5.2%)と「どちらかといえば感じる」(16.4%)を合わせた『親しみを感じる』が21.6%で、前回計画の実績値よりも低くなっています。また、「どちらかといえば感じない」(15.2%)と「親しみを感じない」(8.7%)を合わせた『親しみを感じない』が23.9%で、2.8%減少しています。





だい しょう し さ く ないよう
第 3 章 施策の内容



だい 3 しょう 第 3 章 し さ く ないよう 施策の内容

1 きほんりねん 基本理念

えが お た ぶ ん か きょうせい みんなが笑顔でくらす多文化共生のまちづくり

ほんし じどうしゃかんれんさんぎょう しゅうせき すす はってん きぎょう おお がいこくじん
本市は、自動車関連産業の集積が進むことによって発展し、その企業の多くが外国人
ろうどうしゃ う い へいせい ねん にゅうかんほうかいせい ねん けいか おお
労働者を受け入れてきました。1990（平成2）年の入管法改正から30年が経過し、多く
がいこくじんし めん ほんし く つづ にっぽん う こ おとな かつやく せだい
の外国人市民が本市に暮らし続け、日本生まれの子どもが大人となり活躍する世代になっ
ています。外国人市民を単に一時的な滞在者や企業で働く人として捉えるのではなく、
ちいき じゅうみん とち なかま いしき じゅうよう
地域の住民として共にくらししていく仲間という意識をもつことが重要です。

にほんじん がいこくじん わく と はら だれ ちいき じゅうみん えが お
そこで、日本人・外国人という枠を取り払い、誰もが地域の住民として笑顔でくらし
いけるまちづくりを目指していきます。

2 め ざ ほうちょうせい 目指すべき方向性

きほんりねん えが お た ぶ ん か きょうせい じつげん
基本理念である「みんなが笑顔でくらす多文化共生のまちづくり」を実現するために
ひつよう と く ほうちょうせい つぎ
必要な、取り組むべき方向性を次の3つとします。

（1）まな ともに学ぶまち

しゃかい ぶんか げんご まな たが りかい きょうせい いしきゆた
社会・文化・言語をともに学びながら、互いを理解し、共生の意識豊かなまちづくりを
すす
進めます。

（2）い ともに生きるまち

だれ こさいしめん ちいき ひとびと あんしん あんぜん
誰もが湖西市民として、地域の人々と安心・安全にくらすことができるまちづくりを進
めま

（3）つく ともに創るまち

たが たようせい みと そんちよう あ ちいき いちいん さんかく
互いに多様性を認め、尊重し合いながら地域の一員として参画できるまちづくりを進
めま

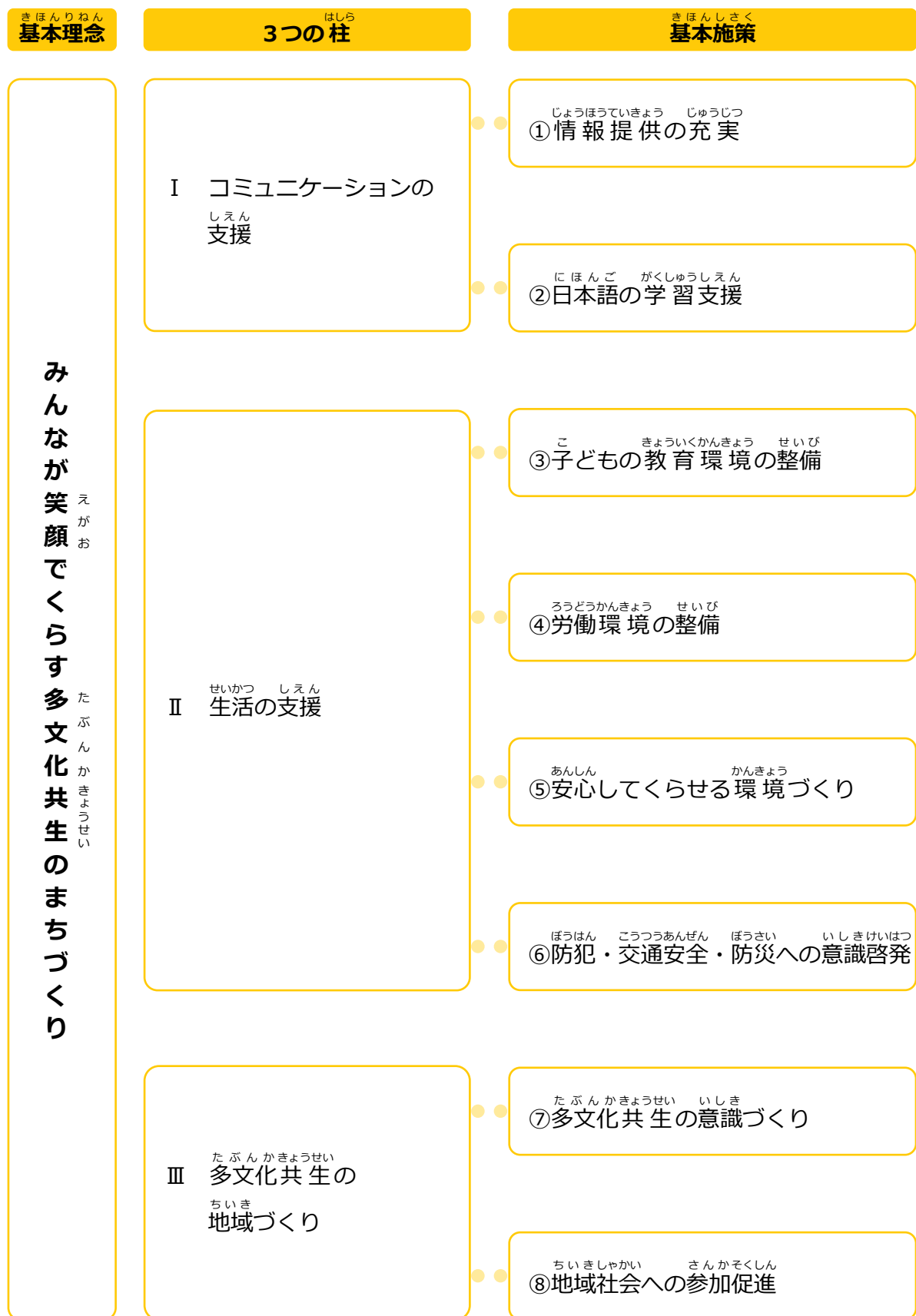
3 到達目標

基本理念を実現するために、次の3つを指標とし、5年後の目標値を設定します。

指標	前回計画 実績値 2015年度	現状値 2020年度	目標値 2025年度
「多文化共生」という 言葉の認知度	29.6%	35.2%	50.0%
外国人市民に親しみを感ずる 日本人市民の割合	24.7%	21.6%	50.0%
日本人市民に親しみを感ずる 外国人市民の割合※3	-	52.3%	70.0%

※3 市民意識調査において「地域にいる日本人についてどれくらい親しみを感ずる」という質問に対し、「親しみを感ずる」、「どちらかといえば感ずる」を選んだ人の割合。

4 施策の体系



5 基本施策及び事業施策内容

I コミュニケーションの支援



基本施策 1 情報提供の充実

課題と施策の方向

日本語が不自由であることから生じる、外国人市民の日常生活における不安を軽減し、安心してらせるまちをつくるため、これまでに、ポルトガル語・スペイン語の通訳設置、広報紙の発行、Facebookの運用など、日本人市民と同じ情報を共有できる環境整備に努めてきました。

近年は、外国人市民の国籍や使用言語などが多様化していることから、ポルトガル語・スペイン語以外の言語による情報提供の充実が望まれています。

また、より多くの外国人市民に情報が行き渡るよう、外国人総合窓口を充実させたり様々な情報媒体を利用した情報発信を行ったりするとともに、多言語での情報提供自体を周知していくことも重要です。

今後は、ポルトガル語・スペイン語と並行して、英語をはじめとする多言語での情報提供や通訳が不在の時でも多言語に対応するための環境整備に、より一層取り組むとともに、やさしい日本語の活用を引き続き推進します。

1 行政サービス・制度の周知を多言語・やさしい日本語にて実施 ●●●●●●●●
 各種案内や通知など、行政サービスや制度の周知を多言語、ルビふり、やさしい日本語を用いて行います。
 担当：市民課

2 多言語ウェブサイトの充実とSNSを利用した情報発信 ●●●●●●●●
 市ウェブサイトやSNSなど様々な情報媒体を活用し、多言語での情報提供の充実を図ります。
 担当：観光交流課、市民課

3 たげんごばんこうほうし はっこう はいふ
多言語版広報紙の発行・配布 がいこくじんし みん ひつよう ゆうえき じょうほう ていきょう たげんごばんこうほうし まいつき
外国人市民に必要・有益な情報を提供するために、多言語版広報紙を毎月 はっこう はいふ たんと しみんか
発行し、配布します。 担当：市民課

4 たげんごばんせいかつ じょうほうていきょう
多言語版生活ガイドによる情報提供 たげんごばんせいかつ さくせい てんにゅう てつづ じ はいふ
多言語版生活ガイドブックを作成し、転入手続き時などに配布します。ま たげんごばんせいかつ どうが かつよう てんにゅうしゃ やくだ じょうほう ていきょう
た、多言語版生活ガイド動画を活用し、転入者に役立つ情報を提供します。 ひつよう おう ていきょう じょうほう せいさ ないよう じゅうじつ はか
必要に応じて提供する情報を精査し、内容の充実を図ります。 たんと しみんか
担当：市民課

5 がいこくじんそうごうまどぐち うんえい じゅうじつ
外国人総合窓口の運営と充実 がいこくじんそうごうまどぐち うんえい かくしゅ てつづ ほじょ せいかつ かか じょうほうていきょう およ
外国人総合窓口を運営し、各種手続きの補助や生活に係る情報提供、及び そうだんうけつけ おこな
相談受付を行います。 ちいき がいこくじんし みん がいこくじんそうごうまどぐちいん せっきよくてき とうよう けんしゅう
地域の外国人市民を外国人総合窓口員に積極的に登用し、研修などによ と く がいこくじんし みん こくせき しょうげんご たようか
りスキルアップに取り組みます。また、外国人市民の国籍や使用言語の多様化 たいおう けんとう たんと しみんか
への対応について検討します。 担当：市民課

6 こうきょうまどぐち つうやく ほんやくぎじゅつ かつよう ちょうさ けんきゅう
公共窓口における通訳・翻訳技術の活用についての調査・研究 ほんやくき ほんやく こうきょうしせつ りよう すいしん つうやく
翻訳機や翻訳アプリの公共施設における利用を推進します。また、通訳・ ほんやく かつよう さいしん どうこう たしまち かつようほうほう ちょうさ
翻訳サービスの活用について、最新の動向や他市町の活用方法などを調査・ けんきゅう たんと しみんか
研究します。 担当：市民課

7 がいこくごつうやくしゃはけんじぎょう すいしん
外国語通訳者派遣事業の推進 がいこくごつうやくしゃはけんじぎょう しゅうち じぎょう かつよう そくしん ちいき
外国語通訳者派遣事業の周知により事業の活用を促進するとともに、地域 がいこくじんし みん つうやくしゃ とうろく ふ つと
の外国人市民の通訳者としての登録を増やすよう努めます。 たんと しみんか
担当：市民課



8

やさしい日本語の活用

市の業務において「やさしい日本語」による通知の作成や窓口対応を推進
します。また、市民に対して啓発を実施し、やさしい日本語の活用への理解
促進を図ります。

担当：市民課

※やさしい日本語…

普段使われている日本語よりも簡単で、外国人にも分かりやすい日本語。



基本施策2 日本語の学習支援

課題と施策の方向

外国人市民が地域や職場で個々の能力を活かし、長期的な視野で安定した生活水準を確保するためには、日本語能力を身につけることが重要です。アンケート結果からは、本市の外国人市民は日本語能力が基礎段階にある方が多いと推測できます。外国人市民自身も、今よりも日本語能力を上げて日常生活や仕事でのコミュニケーションを日本語でできるようになりたいという意欲を持ち、日本語の学習を望んでいることがわかります。市では日本語教室を開催し外国人市民の日本語学習を支援してきましたが、市内で開催されている日本語教室の情報が、外国人市民や外国人市民を雇用する企業によく知られていなかったり、日本語教育に関係する様々な主体の連携が不足していたりといった課題もあります。

これらを踏まえるとともに日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月）、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月）、及び静岡県地域日本語教育方針（令和2年2月）の理念を尊重し、日本語の学習を支援していきます。

9 日本語の学習機会の提供

重点

日本語初級者に対する生活者としての日本語教室を開催し、外国人市民が日常生活を送るために必要な日本語を習得することを支援します。

担当：市民課・産業振興課

10 日本語教室の情報提供

日本語の学習を希望する外国人市民や従業員の日本語学習を支援する企業に対し、ウェブサイトやSNSにより日本語教室の情報を提供します。

担当：市民課

11 日本語教育の推進に係る体制の整備

市、湖西国際交流協会、日本語教室、外国人市民を雇用する企業、外国人市民の生活支援を行う団体など市内の日本語教育関係者が、連携・協力して日本語教育を推進できる体制整備に努めます。

担当：市民課

Ⅱ 生活の支援

4 質の高い教育を
みんなに



基本施策3 子どもの教育環境の整備

課題と施策の方向

外国人の子どもは、慣れない環境に加え、日本語の理解が十分でないことなどから、集団での生活や学校での学習に困難が伴う場合があります。また、保護者も子どもに勉強を教えることができない、学校などからの連絡がわからない、先生とのコミュニケーションがとれないといった状況に置かれています。

外国人の子どもが就学し、学習への意欲を高め、将来への目標を描いて進路を選択できるような環境を整備することが必要です。

そのためには、全ての外国人の子どもを就学につなぎ、日本語学習や学校での教科学習を補う学習支援、高等学校等への進学の実現性について保護者の理解を深めることや、通訳員などを活用した相談へのきめ細やかな対応などが必要不可欠であると考えます。教育機関、市、湖西国際交流協会、日本語教室、外国人市民の生活支援を行う団体などが連携を強化し、外国人の子どもがより明るい未来を築くための支援体制の整備が重要です。

12 就学状況の把握

全ての外国人の子どもについて、就学の機会を逃すことがないよう外国人学校等も含めた就学状況を把握します。

担当：学校教育課

13 外国人児童生徒や保護者に対する教育についての意識啓発

外国人児童生徒及び保護者に対し、日本の教育制度の仕組みや学校生活、進学に関する情報提供を行い、就学意識の高揚と理解の促進に努めます。

また、外国人の子どもが社会で自立していくために重要な高等学校等への進学を促進するため、外国人児童生徒及び保護者に対し、進路ガイダンス・進路相談等の実施に努めます。

担当：学校教育課・市民課

14 外国人児童生徒や保護者に対する支援体制の充実
重点
へんにゆう がいこくじんじどうせいと ほごしや たい しえんたいせい じゅうじつ
編入する外国人児童生徒の初期指導や授業支援、教育相談、保護者への
しえん おこな しどういん つうやくいん しょうがっこう ちゅうがっこう はけん
支援を行う指導員や通訳員を小学校・中学校に派遣します。
しどういん つうやくいん つと たんとう がっこうきょういとか
指導員・通訳員のスキルアップに努めます。 担当：学校教育課

15 初期支援の実施
しよきしえん じっし
みしゅうがくじ へんにゆう がいこくじんじどうせいと たい じぎょう かいさい
未就学児や編入する外国人児童生徒に対するプレスクール事業を開催し、
にほんご しゅうとく しえん にほん がっこうせいかつ ぶんか まな きかい
日本語の習得を支援しながら日本の学校生活や文化について学ぶ機会を
ていきょう たんとう がっこうきょういとか しみんか
提供します。 担当：学校教育課・市民課

16 日本語の学習支援
にほんご がくしゅうしえん
がいこくじん こ にほんごのりよく おう しどう すす にほんごしどう
外国人の子どもの日本語能力に応じた指導を進めるとともに、日本語指導
たんとうきょういんとう たい がいこくじんじどうせいときょういん けんしゅう じっし がっこう
担当教員等に対して外国人児童生徒教育の研修を実施します。学校におけ
る「特別の教育課程」による日本語指導や在籍学級における支援、加配
とくべつ きょういんかてい にほんごしどう ざいせきがつきゅう しえん かはい
教員※の配置、適応指導教室指導員の派遣等を充実するよう努めます。
きょういん ※ はいち てきおうしどうきょうしつしどういん はけんとう じゅうじつ つと
また、子どもの日本語教室を開催し外国人の子どもが日本語を学べる機会
ていきょう たんとう がっこうきょういとか しみんか
を提供します。 担当：学校教育課・市民課

※加配教員…

きほんてき きょういんていすう べつ はいち きょういん
基本的な教員定数とは別に配置される教員。

17 外国人児童生徒支援に関する連携の強化
がいこくじんじどうせいとしえん かん れんけい きょうか
がいこくじんじどうせいとしえんれんらくきょうぎかい かいさい かんけいきかん がいこくじんじどうせいと
外国人児童生徒支援連絡協議会などを開催し、関係機関と外国人児童生徒
しえん じょうほう きょうゆう とりくみ けんとう おこな
の支援について情報の共有や取組の検討を行います。
たんとう がっこうきょういとか しみんか
担当：学校教育課・市民課

18 幼児教育・保育の充実

えんじ ほごしゃ いしそつう おこな すこ えんせいかつ おく
園児や保護者との意思疎通をスムーズに行い、健やかな園生活を送れるよ
う、通訳員の配置や翻訳機の活用、やさしい日本語での対応をします。

たんとく ようじきょういくか
担当：幼児教育課

19 多文化共生・国際理解に関する教育の推進

こと げんご ぶんか しゅうかん はいりよ きょういく ちが みと あ たぶんか
異なる言語・文化・習慣などに配慮した教育や違いを認め合う多文化
共生教育を行います。

がいこくごしどうじょしゅ がいこくじんしみん かつよう たぶんかきょうせい してん
外国語指導助手（A L T）※や外国人市民を活用し、多文化共生の視点に
た こくさいりかいきょういく すいしん つと たんとく がっこうきょういくか
立った国際理解教育の推進に努めます。 担当：学校教育課

がいこくごしどうじょしゅ
※外国語指導助手（A L T）…

しょうがっこう ちゅうがっこう こうとうがっこう ごかくしどう じゅうじ がいこくごしどうじょしゅ
小学校や中学校、高等学校で語学指導などに従事する外国語指導助手。



基本施策4 労働環境の整備

課題と施策の方向

本市に住む外国人市民の永住・定住化傾向が見られる中で、安定した収入を得られる労働環境を確立することは最も重要な課題となります。

また、安定した労働環境にとどまらず、長期的に滞在する外国人労働者にとっては、職場内の地位の向上を図ることや自身の労働条件を理解することが労働意欲を継続するためには必要不可欠との認識に立ち、施策を推進していきます。

20 ハローワークとの連携による就業支援

ハローワーク等と連携し、外国人相談コーナーの充実など就業支援を実施します。

担当：産業振興課

21 技能実習生受入事業の支援

商工会の実施する技能実習生受入事業の支援を継続して行います。

担当：産業振興課・市民課

22 労働環境の整備の意識啓発

商工会や外国人市民の雇用に関わる企業と連携し、人権保障及び就労環境改善に向けた啓発に取り組みます。

担当：市民課・産業振興課



基本施策5

あんしん

かんきょう

安心してくらせる環境づくり

かだい しさく ほうこう
課題と施策の方向

あんしん かんきょう せいかつじょう ふあん かいしやう じりつ せいかつ おく
安心してくらせる環境づくりは、生活上の不安を解消し、自立した生活を送るための
きほんどだい
基本土台です。

しんがた かんせんしやう りゆうこう つう がいこくじんし みん あんしん せいかつ
新型コロナウイルス感染症の流行を通じて、外国人市民が安心して生活をしていくた
め、いりやう ふくし ほけん かん じやうほう かんきやう せいび じゅうやうせい あらた
めに、医療・福祉・保険などに関する情報や環境の整備をしていくことの重要性が改
めてにんしき にちじやうせいかつ にほんご はな せんもんてき やうご りかい
認識されました。日常生活では日本語が話せても、専門的な用語を理解できない
がいこくじんし みん おお いりやう かか もんだい いのち もんだい し たいやう ひつやう
外国人市民も多くいます。医療に係る問題は命の問題でもあり、市としても対応が必要で
す。

しゃかいほしやうせいど とく びやうき け が こうれい ほけん ねんきん
また、社会保障制度について、特に病気や怪我、高齢になったときに、保険や年金に
みかにゆう せいかつ えいきやう がいこくじんし みん りかい しゅうち
未加入であることがどれだけ生活に影響するかを外国人市民も理解できるよう周知する
ひつやう しゃかいほしやうせいど りやう ぎ む は
必要があり、さらには社会保障制度を利用するためには義務を果たさなければならないこ
とにんしき ひつやう
とも認識してもらう必要があります。

いりやう ふくし ほけんせいど じぶん かか せいど ふくぎつ じやうきやう
医療・福祉・保険制度は、自分たちが関わっていることでありながら制度が複雑で状況
によってたいやう こと にほんご せつめい りかい たいへんこんなん そうだん
対応が異なるなど、日本語の説明を理解することは大変困難であり、相談しても
ふあん かん おお じつじやう がいこくじんし みん ふりえき
不安を感じることが多いという実情があります。外国人市民にとっても不利益になるこ
とがないよう、いりやう ふくし かくしゅせいど かん じやうほうていきやう ひろ おこな かくしゅ
医療や福祉などの各種制度に関する情報提供を広く行うとともに、各種
そうだん たげんご にほんご たいやう じゅうやう かだい
相談に多言語ややさしい日本語で対応していくことが重要な課題です。

23
じゅうてん
重点いりやう ふくし あんない ひやうじ たげんご か
医療・福祉サービスにおける案内や表示の多言語化と

たげんご 多言語・やさしい日本語での対応 ●●●●

いりやう けんこう こそだ かいご ふくし たげんご か
医療や健康、子育てや介護などの福祉サービスについて多言語化による
じやうほうていきやう もんしんひやう たげんご か そくしん
情報提供や問診票などの多言語化を促進します。

いりやうつややくしや てきせい はいち けいぞく おこな けんこう ふくし かん
医療通訳者の適正な配置を継続して行います。また、健康・福祉に関する

かくしゅそうだん たげんご にほんご たいやう
各種相談を多言語や、やさしい日本語で対応します。

たんとう ちいきふくしか こそだ しえんか ちやうじゅかいごか けんこうぞうしんか びやういん い じ か
担当：地域福祉課・子育て支援課・長寿介護課・健康増進課・病院医事課

かだい しさく ぼうこう 課題と施策の方向

がいこくじんし みん ぼうはん こうつうあんぜん いし けいはつ こうつうあんぜんきょうしつ かいさい ぼうはん こうつう
外国人市民への防犯・交通安全の意識啓発としては、交通安全教室の開催と防犯や交通
あんぜん かん であえこうざ じっし こうつう しゅうち はか こんご けいぞく
安全に関する出前講座を実施し、交通ルールなどの周知を図ってきました。今後も継続し
ぼうはん こうつうあんぜん おお がいこくじんし みん しゅうち りかい そくしん し みん
て防犯や交通安全のルールをより多くの外国人市民へ周知し、理解を促進することが市民
あんぜん い じ じゅうよう
の安全を維持するために重要です。

ぼうさい かん じしん すいがい ぜんれい しぜんさいがい はっせい まえ ぼこく
防災に関しては、地震や水害など前例のないような自然災害が発生する前に、母国とは
こと ぼうさいたいさく りかい さいがい そな ひつよう ぼうさい
異なる防災対策について理解し、災害に備えてもらう必要があります。これまでに、防災
ほっとメールをポルトガル語・スペイン語・やさしい日本語で受け取れるよう整備したり、
がいこくじんし みん たい ぼうさいであえこうざ じっし じゅうぶん かつよう
外国人市民に対する防災出前講座を実施したりしてきましたが、まだ十分には活用され
ていません。また、がいこくじんし みん けいはつ ちいき じしゅうぼうさいそしき たい がいこくじん
外国人市民への啓発だけでなく、地域の自主防災組織に対し、外国人
うけい りかい はたら ひつよう
受入れについて理解してもらえよう働きかけていくことも必要です。

し ぼうさいたいせい がいこくじんたいおう めいかく か じゅうよう かだい
市の防災体制においては、外国人对応の明確化が重要な課題となっています。

26 ぼうはん こうつうあんぜん かん いし けいはつ 防犯・交通安全に関する意識の啓発

ぼうはん こうつう かん じょうほうていきょう たげんごか にほんごか
防犯・交通ルールに関する情報提供の多言語化や、やさしい日本語化を
そくしん しゅうち おこな
促進し、周知を行います。

ぼうはんたいさく こうつうあんぜんたいさく じょうほう しゅうち こうざ がいこくじんし みん たいしょう
防犯対策や交通安全対策の情報を周知する講座などを外国人市民を対象
かいさい たんどう ききかんりか
に開催します。 担当：危機管理課

27 ぼうさい かん しゅうち いし けいはつ 防災に関する周知や意識の啓発

じしん しぜんさいがい かん ちしき ぼうさい かん じょうほうていきょう たげんご
地震などの自然災害に関する知識や防災に関する情報提供を多言語や、
にほんご もち おこな がいこくじんし みん ぼうさいいしき こうじょう さいがいじ
やさしい日本語を用いて行い、外国人市民の防災意識の向上と、災害時の
ひがい けいげん はか ぼうさいいしき けいはつ であえこうざ
被害の軽減を図ります。防災意識を啓発するためのイベント・出前講座など
おこな がいこくじんし みん ぼうさいき そちしき しゅうとく そくしん
を行い、外国人市民の防災基礎知識の習得を促進します。

たんどう ききかんりか よぼうか
担当：危機管理課・予防課

28 さいがいじ ゆうよう じんざいいくせい けんとう
災害時に有用な人材育成の検討
さいがいじ たげんご さいがいじ ちいき かつやく じんざい いくせい
災害時多言語ボランティアなど、災害時に地域で活躍できる人材の育成に
けんとう たんとう き き かんりか し みん か
について検討します。 担当：危機管理課・市民課

29 さいがいじ じょうほうでんたつしゅだん たげんご か
災害時の情報伝達手段の多言語化
さいがいじ どうほうむせん たげんごほうそう ぼうさい たげんごばん じゅうじつ
災害時の同報無線の多言語放送や、防災ほっとメールの多言語版の充実を
はか
図ります。
ひなんじょ ひょうじぶつ たげんご か そくしん
また、避難所の表示物の多言語化を促進します。
たんとう き き かんりか かんこうこうりゅうか し みん か
担当：危機管理課・観光交流課・市民課

30 さいがいじ がいこくじんたいおう めいかくか
災害時の外国人対応の明確化
さいがいじ し やくしょ がいこくじんし みん たいおう おこな たいせい ととの
災害時の市役所における外国人市民への対応を行う体制を整えます。
かんけいきかん れんけいないよう めいかく たんとう き き かんりか し みん か
関係機関との連携内容を明確にします。 担当：危機管理課・市民課

31 じしゅぼうさいかつどう がいこくじんし みん さんかく
自主防災活動への外国人市民の参画
がいこくじんし みん ぼうさいくねんどう さんか そくしん じしゅぼうさいかい
外国人市民の防災訓練等への参加を促進するとともに、自主防災会におけ
るがいこくじんし みん うけい りかい そくしん はか
る外国人市民の受入れについて理解の促進を図ります。
たんとう き き かんりか し みん か
担当：危機管理課・市民課

Ⅲ 多文化共生の地域づくり

10 人や国の不平等をなくそう



基本施策 7 多文化共生の意識づくり

課題と施策の方向

言語・宗教・習慣などの違いから外国人市民に対して様々な人権問題が発生しています。外国人市民も一人の市民であり、地域の一員です。外国人市民に対する偏見や差別の解消を目指し、立場やライフステージに合わせて多文化共生への理解を促進する必要があります。

多文化共生を推進していくためには、外国人市民が地域社会のルールやマナーについても学ぶことが、特定の外国人コミュニティにとどまることなく、幅広く日本人市民との関わりをもつきっかけになると考えられます。さらに、日本人市民も多文化共生に対しての認識を高め、外国人市民が参加しやすい環境を整備することが大切です。

また、外国人市民が一市民として意見や要望を伝える機会が確保・拡充されることも大切です。身近な意見などを市政へ届ける機会を確保するとともに、外国人市民も市民会議の場へ登用されるよう推進します。

32 人権尊重を視点とした多文化共生の推進

出前講座や広報などを通して人権尊重を視点とした多文化共生への理解を促進します。

担当：市民課

33 市職員への多文化共生についての意識啓発

市職員が多文化共生の視点を持って窓口での対応や施策を行うことができるよう、啓発や業務提案を行います。

担当：市民課



34

重点

せいかつ りかいそくしん
生活ルールの理解促進

だ かた せいかつ ちい きしゃかい がいこくじんし ゐん
ごみの出し方や生活のマナーなど地域社会のルールを外国人市民にも分か
りやすく周知し、日本で生活するためのマナーや生活習慣の理解促進に努め
ます。
たんとう はいきぶつたいさくか さんぎようしんこうか し ゐん か
担当：廃棄物対策課・産業振興課・市民課



35

がいこくじんし ゐん いけん し せい はんえい
外国人市民の意見などの市政への反映

がいこくじんし ゐん いけん ようぼう し せい はんえい しんぎかい いいんかい
外国人市民の意見や要望を市政に反映させるため、審議会や委員会などに
がいこくじんし ゐん どうよう かんきよう せいび かくしゅしんぎかい
外国人市民が登用される環境を整備します。また、各種審議会などへの
がいこくじんし ゐん どうよう すいしん
外国人市民の登用を推進します。

がいこくじんし ゐん いしきちようさ ひろ いけん ちようしゅ きかい かくほ
外国人市民への意識調査など広く意見を聴取する機会を確保します。

たんとう し ゐん か
担当：市民課



基本施策 8

地域社会への参加促進

課題と施策の方向

多文化共生を推進するためには、外国人市民が地域に根ざした生活をするのが大切です。外国には自治会のようなコミュニティ組織がないこともあり、地域社会や活動への理解が進んでいないという現状が多く見受けられ、周知による理解促進を図ることが必要です。また、地域で受け入れる側の日本人市民にも、地域の活動へ外国人市民が参画しやすくなるよう意識啓発を進める必要があります。

地域に点在する外国人コミュニティにおいても、日本人コミュニティと同様、各地域で積極的にまちづくりを担っているキーパーソンがいます。地域で活躍しているキーパーソンを起点として外国人市民と日本人市民の交流の接点を増やすことが、地域社会への参画を促すうえで重要となります。

市民や市民団体が多文化共生に関する活動をしたり、日本人市民と外国人市民が交流したりできる機会となる講座などを市内のさまざまな地域で展開することで、市全体として多文化共生の意識が高まる取組を実施する必要があります。

36 重点

外国人市民の地域社会への参画

自治会、自主防災会、PTA活動などを紹介し外国人市民の地域社会への参画を促進します。

また、外国人市民を地域社会で受入れることについて理解を促進します。

担当：市民課・危機管理課・学校教育課

37 重点

多文化共生の視点での活動の推進

多文化共生意識及び相互理解を深め、外国人市民が地域社会とつながる機会・場をつくるため、多文化共生の視点での講座などを市内各地域で行います。

また、多文化共生に関する活動を推進するため、市の公共施設再配置計画

に併せ、活動の核となる場を検討していきます。

担当：市民課



38

しみんだんたい かつどうしえん
市民団体の活動支援

こさいこくさいこうりゅうきょうかい たぶんかきょうせい こくさいこうりゅう おこな
湖西国際交流協会をはじめとする多文化共生や国際交流を行って
しみんだんたい しゅたいてき かつどう しえん たんとう しみんか
る市民団体の主体的な活動を支援します。 担当：市民課



39

たぶんかきょうせい かか かつどう にな て ひと
多文化共生に関わる活動の担い手、人づくり

たぶんかきょうせい と く じんざい かくしゅだんたい かいほうてき がいこくじんしみん
多文化共生に取り組む人材や各種団体、開放的な外国人市民のネットワー
はくくつ いくせい つと たぶんかきょうせい にな て れんけい しえん
クの発掘・育成に努めます。また、多文化共生の担い手の連携を支援します。

たんとう しみんか
担当：市民課



だい しょう けいかく すいしん
第 4 章 計画の推進



だい しょう けいかく すいしん 第4章 計画の推進

1 けいかく すいしん たいせい せいび 計画を推進する体制の整備

(1) ちょうない すいしんたいせい 市内における推進体制

「みんなが笑顔でくらす多文化共生のまちづくり」を総合的・計画的に推進するために、
市内各課と連携します。また、市内関係各課係長で構成される「湖西市多文化共生
社会推進市内連絡会」を設置し、計画実施についての調整、進捗状況の報告・評価、
毎年度の目標設定などを行い、連携して推進を図っていきます。

また、研修などを通じて、多文化共生の視点をもった職員を養成します。

(2) しみんさんかく すいしん 市民参画による推進

市民の意見を施策に反映させるために、市民・各種団体・企業・学識経験者などで構成
される「湖西市多文化共生社会推進協議会」を設置し、「多文化共生推進プラン」の進捗
状況の確認や点検を行うとともに、社会情勢の変化や新たな課題などに対応した計画
の見直しなどを提言します。

(3) かくかんけいきかん れんけいおよ きょうりよく 各関係機関との連携及び協力

市単独では解決できない問題に際しては、近隣市町、県、国などの関係機関と連携を行
い、計画を推進します。

すいしんたいせいず
【推進体制図】



2 けい かく しんちよくじょうきょう てんけんおよ じょうほうこうかい 計画の進 捗 状 況 の点検及び情 報 公開

こ さ い し た ぶ ん か きょうせいしやかいすいしんきょうぎ かい ま い ね ん ど け い か く しんちよくじょうきょう ひょうか てんけん
湖西市多文化共生社会推進協議会にて毎年度計画の進 捗 状 況 を評価・点検し、その
け っ か じ ょ う ほう け ん かい
結果について情 報 公開をしています。



さんこうしりょう
参考資料



さんこうしりょう 参考資料

1 計画策定の経緯

【多文化共生社会推進協議会】

開催日	かい 回	ないよう 内容
【2019（令和元）年度】		
2020年1月30日	だい かい 第2回	・プラン見直し方針・スケジュール説明 ・市民意識調査内容の協議
【2020（令和2）年度】		
2020年8月7日	だい かい 第1回	・現行プランの取組の検証
2020年11月12日	だい かい 第2回	・市民意識調査の結果報告 ・新プランにおける取り組み施策の協議
2021年1月22日	だい かい 第3回	・第3次湖西市多文化共生推進プラン案について

【多文化共生推進プラン策定委員会（庁内）】

開催日	かい 回	ないよう 内容
2020年7月 16日～28日	だい かい 第1回	・プラン見直し方針説明 ・現行プランの評価実施
2020年12月25日～ 2021年1月8日	だい かい 第2回	・第3次湖西市多文化共生推進プラン案について

【市民意識調査・パブリックコメント】

開催日	ないよう 内容
2020年6月18日～ 7月8日	・市民意識調査の実施 - 調査対象：湖西市在住の18歳以上の男女1,500人 - 調査方法：郵送配付・郵送回収 - 有効回収数：670票（有効回収率：44.7%）
2020年1月26日～ 2月24日	・パブリックコメントの実施 - 提出人数：●人（提出件数：●件）

2 委員名簿

しめい 氏名	しよぞく 所属	びこう 備考
な わ きよたか 名和 聖高	あいちだいがくめいよきようじゅ 愛知大学名誉教授	かいちょう 会長
とよだ よしひろ 豊田 吉博	おもてわしづじちかいちょう 表 鷺津自治会長	ねんどいいん 2019年度委員
ひらの ともゆき 平野 知之		ねんどいいん 2020年度委員
やまぐち ひろよし 山口 弘義	しちかいちょう あけぼの自治会長	ねんどいいん 2019年度委員
ほしかわ ひろたか 星川 弘任		ねんどいいん 2020年度委員
たしろ るり 田代 瑠璃	がいこく 外国にルーツのある市民	しゅっしん ブラジル出身
ホセ カルロス		しゅっしん ペルー出身
ふじなみ 藤浪 サルバシオン		しゅっしん フィリピン出身
はやし 林 スワンナ		しゅっしん タイ出身
すえよし ゆか 末吉 由佳		ちゅうごくしゅっしん 中国出身
このもと まさひさ 此本 真久	こさいけいさつしよ 湖西警察署	ねんどいいん 2019年度委員
さかもと けんぞう 坂本 健三		ねんどいいん 2020年度委員
なかむら てつや 中村 哲也	はたちかこうかぶしがいいしゃ 羽立化工株式会社	
しばた かずとし 柴田 和利	こさいしししょうこうかい 湖西市商工会	ねんどいいん 2019年度委員
にはし かずひさ 二橋 和久		ねんどいいん 2020年度委員
い い ひでのり 猪井 英典	こさいこくさいこうりゅうきょうかい 湖西国際交流協会	
みやざき こうじ 宮崎 幸治	こさいしりつわしづしょうがっこう 湖西市立鷺津小学校	
つじむら ふみこ 辻村 文美子	こさいしきょういくいいんかい 湖西市教育委員会	ねんどいいん 2019年度委員
みやした ともお 宮下 智亘		ねんどいいん 2020年度委員

じゅんぶどう けいしりやく
※ 順不同・敬称略